造船・舶用工業分野特定技能１号試験　受験案内
（電気機器組立て）

一般財団法人　日本海事協会

１．試験の概要

本試験は、日本の造船・舶用工業において、在留資格「特定技能 1 号」として働きたい外国人に対して、技能の水準を評価する試験です。

２．受験資格

試験日において、年齢 17 歳以上であることが必要です。

また、日本国内で受験する場合には、上記の条件に加えて何らかの在留資格を有することが必要です。

ただし，試験の合格をもって「特定技能」の在留資格が付与されることを保証するもの手瀬はありません。試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更申請時の審査により、在留資格認定証明書の交付や在留資格変更の許可を受けられないことがあります。

また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても，査証申請については，別途外務省による審査が行われるため、査証の発給を受けられないことがあります。

３．試験場所、試験日程

試験場所は、申請者にご用意いただき、本会の試験監督者を派遣します。

学科試験が実施できる部屋及び実技試験のための作業台、盤及び工具、試験用部品、支給材料を準備して頂きます。詳細については、「造船・舶用工業分野特定技能 1 号試験（電気機器組立て）実技試験実施要領」をご覧ください。

試験日は、本会と調整のうえ、決定させて頂きます。

４．試験内容

（１）試験言語：日本語（漢字にひらがなルビあり）

（２）学科試験

試験時間	：	60 分
出題形式	：	真偽選択法（○×式）、30 問
出題範囲	：	安全衛生一般(10 問)
		電気機器組立てに関する知識・技能（文章問題 10 問、図表問題 10 問）
合格基準	：	60%以上正答

（３）実技試験

① 試験内容

支給材料等を用いて、接続図・配置図・ルート図を参考に三相誘導電動機用制御盤の製作をしてください。詳細については、「造船・舶用工業分野特定技能１号試験（電気機器組立て）実技試験実施要領」をご覧ください。

② 合格基準

提出された製品に対して、各部の測定を行い、以下の基準を満足することを合格の基準とします。詳細については、「造船・舶用工業分野特定技能１号試験（電気機器組立て）実技試験実施要領」をご覧ください。

1) 所定のスイッチ操作により、主回路が所定の導通状態となること。
2) どのスイッチ操作によっても、所定の絶縁状態が保たれていること。
3) スイッチ操作により所定の表示灯が点灯すること。

５．受験申請の手続き

（１）受験に関する問い合わせ

試験を希望する日の 3 カ月程度前に、本会に特定技能試験に関して問い合わせください。受験に関する説明および必要な設備・材料等の受験条件等の説明をさせて頂きます。

希望する職種の特定技能試験（実技試験及び学科試験）が実施可能と判定されたことを確認後、下記「（２）申請方法」に従って、申請してください。

（２）申請方法

日本海事協会のホームページから希望する職種の申請書をダウンロードして、必要事項を記入し、顔写真とともにメールに添付して送付してください。

ホームページ：http://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/evaluation/index.html
申請書送付先：ssw_et@classnk.or.jp

＜申請に関する注意事項＞

①本人確認のための書類に記載されている番号

以下の有効ないずれかの書類に記載している番号を申請書に記入してください。その他の本人確認書類を用いる場合は、別途ご相談ください。

・パスポート
・在留カード

②顔写真

・無背景、正面（帽子をかぶらない)、本人のみを写し、試験時に本人確認ができる JPEG 形式の写真

・写真サイズ：たて 400pixel、よこ 300pixel

・ファイルサイズ：1MB 以内

（３）受験料の支払い

申請書が受理された後、受験料及び旅費等の請求書を送付しますので、支払い期限までに指定の口座に振り込んでください。

受験料（学科試験及び実技試験）： **27,300 円（税抜）**

ただし、1 回の試験での最低料金は **136,500 円（税抜）**となります。1 回の試験で受験料の合計が **136,500 円**に満たない場合は、受験料の合計金額ではなく最低料金を申し受けます。

旅費等： 試験監督者の居住地から試験実施場所までの旅費等の実費

なお、1 回の行程で複数の申請者の試験を実施する場合は、全行程にかかる旅費等を申請者間で按分いたします。

６．受験に関する通知

受験番号、受験者氏名、試験日時、試験会場等を記載した受験に関する通知を申請者にメールします。

７．試験当日の持ち物

（１）受験に関する通知のメール（印刷したもの又はスマートフォンなどで表示したもの）

（２）本人確認のための以下の有効な書類（申請書に記載した番号と同じものが記載されたもの）

①パスポート

②在留カード

③その他本会が別途認めたもの

（３）鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム

（４）作業着等

電気機器組立ての実技試験を実施するために必要な作業着、帽子又はヘルメット等を持参してください。詳細については、「造船・舶用工業分野特定技能 1 号試験（電気機器組立て）実技

試験実施要領」をご覧ください。

８．試験当日の注意事項

（１）試験開始時刻までに入室できない場合は、原則として受験できません。

（２）学科試験を行う試験室内は禁煙とし、試験中の飲食は禁止します。

（３）無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、通信機能付き時計等）について、試験時間内および試験室内での使用は禁止します。

（４）試験中は、時計、無線通信機器はカバン等の中にしまい、足下に置いてください。時計は試験室内に設置しますので、そちらで時間を確認してください。

（５）カンニングや不正な手段によって試験を受けた者または受けようとした者は、試験を受けることを禁止することや合格の決定を取り消すことがあります。

（６）受験者に配布した試験問題は、持ち帰ることができません。試験終了時に回収します。

（７）学科試験開始後２０分から答案用紙を提出して退出することができます。

（８）試験官の指示に従わない場合は、試験を受けることを禁止することがあります。

９．合格発表

試験終了後、試験の結果を記載した結果証明書を申請者に送付します。結果証明書の送付時期は、申請者にメールにてお知らせいたします。

１０．個人情報の取り扱い

（１）本試験の合格者の受験登録情報・写真等については、在留資格の申請時における本人照合のため、出入国在留管理庁に提供する場合があります。

（２）受験申請及び試験により取得した個人情報は、試験の実施に使用するほか、当試験の制度の検討に関する資料の作成のために利用することがあります。

（３）収集した個人情報は、日本海事協会の個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。

（４）日本又は受験者の出身国の行政機関から要請があったときは、受験申請者の個人情報を当該行政機関に対して開示する場合があります。

問い合わせ先

一般財団法人　日本海事協会　交通物流部　特定技能試験担当
〒102-8567　東京都千代田区紀尾井町４番７号
電話：03-5226-2054　　e-mail: ssw_et@classnk.or.jp